

社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会 障害者居宅介護従業者基礎研修等事業
同行援護従業者養成研修 一般課程及び応用課程（通学）学則

（事業者の名称、所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会
東京都新宿区大久保三丁目14番20号

（事業の目的）

第2条 本事業は、東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業実施要綱に基づく同行援護従業者を養成することにより、視覚障害者が必要に応じ、安心して外出できる支援体制を確立するとともに、視覚障害者の自立と社会参加を促進することを目的とする。

本事業は、当法人の名誉総裁であるヘレン・ケラー女史の高邁な精神の体現を掲げ、設立当初より視覚障害者のための自立支援施設として活動してきた趣意に合致するものである。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

同行援護従業者養成研修 一般課程及び応用課程（通学形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修の名称は次のとおりとする。

同行援護従業者養成研修

（年度事業計画）

第5条 令和6年度の研修事業は次の計画のとおり実施する。

区分	実施期間	募集定員
第1回	令和6年5月～令和6年5月	20名
第2回	令和6年6月～令和6年7月	20名
第3回	令和6年9月～令和6年9月	20名
第4回	令和6年11月～令和6年12月	20名
第5回	令和7年1月～令和6年2月	20名
合計		100名

（受講対象者）

第6条 受講対象者は次の者とする。

- (1) 通学可能な者
- (2) 義務教育修了程度の日本語の読み書きや会話の能力がある者
- (3) 歩行に耐えうる身体能力を有する者（安全確保に支障を来たす恐れのある場合を除く）

（研修参加費用）

第7条 研修参加費用は次のとおりとする（金額は全て税込）

区分	内訳	金額	研修参加費用合計	納付方法	納付期限
第1回 ～ 第5回	受講料	46,244 円	49,000 円	一括	受講日前日まで
	テキスト代	2,640 円			
	保険料	116 円			

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

区分	教材名	備考
第1回 ～ 第5回	同行援護従業者養成研修テキスト第4版	中央法規出版(株)
	講師別レジュメ	各講師著作
	アイマスク(教材)	受講生各自準備

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場一覧)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

(科目ごとの担当講師一覧)

第11条 研修を担当する講師は、別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(募集手続き)

第12条 募集手続きは次のとおりとする。

- (1) 当法人指定の受講申込書または申し込みフォームに必要事項を記載のうえ申し込む。ただし、定員に達した際は仮受付を行い、欠員が生じた場合のみ順次繰り上げとする。
- (2) 当法人は、受講申込書受付後、書類審査のうえ、研修カリキュラム・受講料納入手続きに関する文書を通知する。
- (3) (2) を確認した受講者は、指定の期日までに受講料等を納入する。
- (4) 当法人は、受講料納入を確認後、研修注意事項などの書類を受講者に郵送する。

(科目の免除)

第13条 科目の免除は行わない。

(研修修了の判定基準)

第14条 修了の判定基準は次のとおりとし、合計点が3点以上かつ、(1)(3)がそれぞれ1点以上とする。判定は担当講師と修了者判定会議を行うものとする。

- (1) 安全に関わる状況を言葉で的確に伝えることができる。(2・1・0)
- (2) 歩いている周囲の様子を的確に伝えることができる。(1・0)
- (3) ガイドの技術が身についている。(2・1・0)

(研修修了の認定方法)

第15条 修了の認定は、第9条に定めるカリキュラムを全て履修し、修了認定会議において前条に定める基準に達したと認められた者に対して行う。認められない者への修了

証明書は発行しない。

(研修欠席者の取扱い)

第16条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。ただし、遅延証明書が発行される公共交通機関の運行遅延や災害等による場合はこれに限らない。

(補講の取扱い)

第17条 研修の一部を欠席した者は、法人が指定する方法で補講を受講することにより、当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料については、10,000円（税込）とする。

(受講の取消し)

第18条 次の各号に該当する者は、担当講師と検討のうえ、当法人の判断により、研修期間中であっても受講の中止を要請、合意に基づき、取り消すことができる。

また、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合は、受講料の返金は原則として行わない。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反する者
- (3) 第14条に定めた技術の向上が期待できず、判定基準を満たすことが出来ないと判断された者
- (4) 東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業実施要綱7に規定する研修の履修期間内に修了しなかった者

(修了証明書の交付)

第19条 第15条により修了を認定された者には、当法人において東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業実施要綱8に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

なお、交付方法については、10日以内に受講申込書に記載の住所に発送するものとする。

(修了者の管理)

第20条 修了者については次の方針により管理する。

- (1) 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに東京都が指定した様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失があった場合は、修了者の申し出により、再発行を行う。
- (3) 修了証明書の再発行にかかる費用は修了証明書及び修了証明書（携帯用）それぞれ500円（税込）を徴収する。

(キャンセルの取扱いおよびキャンセル料)

第21条 キャンセルの取り扱いおよびキャンセル料は、研修初日を起算日として次のとおりとする。

キャンセル日	キャンセル料
研修初日の5日前	振込手数料(返金時に生じる費用)
研修初日の4日前から前日	10,000円（税込）および振込手数料
研修当日	受講料全額

(研修の中止)

第22条 研修は次のとおり中止とする場合がある。

- (1) 受講者が10名に満たない場合
- (2) 自然災害等が生じた場合

(研修事業執行担当部署)

第23条 本研修事業執行担当部署は、次のとおりとする。

同行援護従業者養成研修事務局

電話03-3200-0525

(その他研修実施に係る留意事項)

第24条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修の受講に際して、研修初日に本人確認を行う。確認の方法は、公的証明書の提示により行うものとし、確認ができない場合は、受講の拒否又は修了の認定を行わないものとする。
- (2) 研修に関する苦情は、第23条に定める事務局を窓口とし、苦情及び事故が生じた場合には、法人が定める苦情受付担当者と連携し、迅速に対応する。
- (3) 本研修により知り得た受講者の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- (4) 受講者等が、研修中に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することがないよう受講者の指導を行う。

(施行細則)

第25条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。

(附則) この学則は令和6年3月28日から施行する。